

政 府

No.60/NQ-CP

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2020年4月29日

決 議

COVID-19の予防及び対抗段階における
医療用マスクの輸出に関して

政 府

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；
2017年貿易管理法に基づき；
2016年10月1日付政府の業務基準を公布する政令 No.138/2016/ND-CP に基づき；
2018年5月15日付貿易管理法の幾つかの条項を詳細に規定する政令 No.69/2018/ND-CP に基づき；
2016年5月15日付医療機器・設備の管理に関する政令 No.36/2016/ND-CP；2016年5月15日付医療機器・設備の管理に関する政令 No.36/2016/ND-CP の幾つかの条項を改正及び補充する2018年12月31日付政令 No.169/2018/ND-CP に基づき；
保健大臣の提案により、

(以下を) 決議する；

1. 2020年2月28日付政府決議 No.20/NQ-CP の規定による医療用マスク商品の輸出許可証の発給制度の適用規定を廃止する。
2. 感染状況の変動及び国内の医療用マスクに対する需要を踏まえ、規定に従って国内の病疫感染予防による需要に十分対応できることを確保するため、保健省は、政府首相が検討及び決定するため、適切な管理措置を報告する。
3. 保健省及び商工省は、マスク製造企業のリスト及び生産能力を公表する役割を担う。財政省は、企業のリスト及び輸出された医療用マスクの数を公表する役割を担う。
4. 商工省は、検査を強化し、原材料の販売価格を不当に引き上げる現象を有する施設、投機目的のマスクの貯蔵及び基準に適合しない医療用マスクの製造を防止及び厳格に対処する役割を担う。
5. (地方政府の) 省及び中央直轄市の人民委員会は、規定による医療用マスクの品質と数量を確保するため、保健当局及び関連部局に、地域の医療用マスク製造施設を検査するよう指導する役割を担う。

6. 各企業は、輸出の際に、医療用マスクの品質に関する責務を負うとともに、要求に応じて医療施設に販売することを確約する。

宛先:

- 首相, 副首相;
- (中央政府の) 各省, 省レベルの機関, 政府に属する機関;
- (地方政府の) 省, 中央直轄市の人民委員会;
- 首相府: BTNC, 各官房副長官, 総局長補佐, 各局: TH, TKBT, KGNX, QHQT, PL;
- 保管: VT, KTTH (2) .8

政府首相

(署名)

グエン・スアン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。